

介護保険における第1号保険料(推計値) 保険者別一覧

	保険者名	第3期(H18～H20) 保険料基準額 (月額)(円)	第4期保険料基準額(月額)(推計)(円)		
			H21年度	H22年度	H23年度
1	鳥取市	4,168	4,340	4,340	4,340
2	米子市	4,761	4,761	4,761	4,761
3	倉吉市	4,608	4,608	4,608	4,608
4	境港市	3,867	4,567	4,567	4,567
5	岩美町	4,625	4,860	4,925	4,990
6	若桜町	4,079	4,133	4,133	4,133
7	智頭町	2,920	2,920	4,950	4,950
8	八頭町(旧郡家町)	4,378	4,034	4,087	4,141
	八頭町(旧船岡町)	3,918			
	八頭町(旧八東町)	3,618			
9	三朝町	4,400	4,500	4,500	4,500
10	湯梨浜町	3,758	4,252	4,252	4,252
11	琴浦町	4,334	4,500	4,500	4,500
12	北栄町	4,437	4,895	4,895	4,895
13	大山町	4,000	4,395	4,395	4,395
14	日南町	4,200	4,340	4,400	4,470
15	日野町	4,500	4,862	4,931	5,000
16	江府町	4,350	4,650	4,650	4,650
17	南部箕蚊屋広域連合	4,350	4,325	4,387	4,448
県平均(加重)		4,321	4,478	4,525	4,534
			3年平均 4,513		

(注)第4期の介護保険料には、介護報酬改定に伴う保険料上昇に対し、保険料上昇抑制のための交付金が措置されることとなった。これにより、各保険者が、平成21年度に保険料上昇分の全額、平成22年度には保険料上昇分の半額について交付金措置を行うこととなったが、3年間均一の保険料とすることも可能とされている。県平均額は、3年間の保険料額を平均したものの。